



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

| 目 次 (*については県例規集掲載事項) | ページ |
|----------------------------------|---------|
| ○ 教育委員会規則 | |
| *5 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則 | 1 |
| *6 和歌山県教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 | 2 |
| *7 和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則 | 2 |
| *8 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則 | 2 |
| *9 和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則 | 4 |
| *10 和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則 | 4 |
| *11 教職員新規採用に関する特別健康検査規則を廃止する規則 | 5 |
| ○ 教育委員会告示 | |
| *1 和歌山県立紀南図書館規程の一部を改正する規程 | 5 |

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第5号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則（平成15年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表学校教育局の項中「健康体育課」を「健康体育課、高校総体推進課」に改める。

第3条第3号中「、執行」を「及び執行」に改め、同条第9号中「、公文書」を「並びに公文書」に改め、同条第13号中「特例民法法人の管理監督及び」を削る。

第5条第7号中「財団法人和歌山県教育互助会（昭和47年8月1日に財団法人和歌山県教育互助会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人和歌山県教育互助会」に改める。

第11条第7号中「和歌山県教育職員健康特別審査会」を「和歌山県教育職員健康審査会」に改め、同条第9号中「財団法人和歌山県学校給食会（昭和32年10月1日に財団法人和歌山県学校給食会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人和歌山県学校給食会」に改め、同条第12号を削り、同条第13号を同条第12号とし、同条の次に次の1条を加える。

第11条の2 高校総体推進課は、平成27年度全国高等学校総合体育大会（以下「総体」という。）を円滑に開催することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 総体の開催準備の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 高校生活動の推進に関すること。
- (3) 広報及び報道に関すること。
- (4) 協賛に関すること。
- (5) 宿泊・衛生並びに輸送及び警備に関すること。
- (6) 総体の開催競技に関すること。
- (7) 式典に関すること。
- (8) 総体に係る県実行委員会に関すること。

(9) 行啓に関すること。

(10) その他任務の達成に必要なこと。

第24条中「処理させるため、」の次に「教育庁に」を加える。

別表中「第22条関係」を「第24条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第6号

和歌山県教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を知事の補助機関である職員に補助執行させることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助執行)

第2条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる職員に、和歌山県教育庁組織規則（平成15年和歌山県教育委員会規則第14号）第8条に規定する事務のうち、それぞれ同表右欄に掲げる事務を補助執行させる。

| | |
|----------------------|-------------------|
| 企画部企画政策局文化国際課の職員 | 和歌山県立近代美術館に関すること。 |
| 環境生活部環境政策局環境生活総務課の職員 | 和歌山県立自然博物館に関すること。 |

(専決)

第3条 前条の規定により補助執行させる教育委員会の権限に属する事務の専決については、事務専決規程（平成15年和教委訓令第13号）の規定の例による。ただし、処理すべき事案が重要又は異例なものであって、専決処理することが適当でないと認められるとき又は他の課等の所掌に係りのある事項で意見を異にするときは、教育長の指示を受けるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第7号

和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立図書館管理規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「10日間とし、当該期間に月曜日は含まない。」を「月曜日を除いて10日間を上限とする期間」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第8号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか」を削り、同項第5号を同項第7号とし、同項第1号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日

第5条の2第2項中「前項各号」を「前項第3号から第6号まで」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 校長は、教育上必要があると認める場合、休業日を振り替えて授業及び行事を行い、又は休業日に授業及び行事を行うことができる。
- 4 校長は、前項の規定により授業及び行事を行うに当たっては、体育祭、文化祭等の恒例の学校行事に伴う場合を除くほか、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。

第6条の2を削る。

別表第1和歌山県立橋本高等学校の項中

| | |
|-----|-----------|
| 全日制 | 普通（探求、総合） |
| | 普通 |

を

| | |
|-----|----|
| 全日制 | 普通 |
|-----|----|

に改め、

同表和歌山県立和歌山北高等学校の項中

| | | |
|--------------|-----|----------|
| 和歌山市市小路388 | 全日制 | 普通 |
| | | 体育 |
| | | スポーツ健康科学 |
| 和歌山市西庄1148の1 | 全日制 | 普通 |

を

| | | |
|--------------|-----|----------|
| 和歌山市市小路388 | 全日制 | 普通 |
| 和歌山市西庄1148の1 | 全日制 | 普通 |
| | | スポーツ健康科学 |

に改め、

同表和歌山県立和歌山西高等学校の項を削り、同表和歌山県立串本古座高等学校の項中

| | |
|-----|------|
| 全日制 | 普通 |
| | 国際教養 |

を

| | |
|-----|----|
| 全日制 | 普通 |
|-----|----|

に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第9号

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 山本 哲

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立特別支援学校規則（昭和42年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「前項各号」を「前項第3号から第6号まで」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 校長は、教育上必要があると認める場合、休業日を振り替えて授業及び行事を行い、又は休業日に授業及び行事を行うことができる。
- 4 校長は、前項の規定により授業及び行事を行うに当たっては、体育祭、文化祭等の恒例の学校行事に伴う場合を除くほか、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第9条第2項中「2箇月」を「2か月」に改め、同条第3項中「1箇月」を「1か月」に改める。

第25条、第29条、第30条第1項、第33条第1項及び第34条第1項中「うえ」を「上」に改める。

別表和歌山県立紀伊コスモス支援学校園部分校の項を次のように改める。

| | | | | | |
|-----------------|--------------|-----|----|-----|----|
| 和歌山県立和歌山さくら支援学校 | 和歌山市西庄1148の1 | 小学部 | | | 6年 |
| | | 中学部 | | | 3年 |
| | | 高等部 | 本科 | 普通科 | 3年 |

別記第1号様式中「準教科書使用承認願」を「準教科書使用承認申請」に、「承認くださるようお願い」を「申請」に改める。

別記第2号様式中「お届けし」を「届け出」に改める。

別記第5号様式中「許可くださるようお願いし」を「願い出」に改める。

別記第6号様式中「うえ」を「上」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第10号

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 山本 哲

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立中学校規則（平成16年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか」を削り、同項第5号を同項第7号とし、同項第1号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日

第7条第2項中「前項各号」を「前項第3号から第6号まで」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 校長は、教育上必要があると認める場合、あらかじめ教育長の承認を得て、授業日と休業日を振り替え、又は休業日を授業日に変更することができる。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第11号

教職員新規採用に関する特別健康検査規則を廃止する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

教職員新規採用に関する特別健康検査規則を廃止する規則

教職員新規採用に関する特別健康検査規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第1号

和歌山県立紀南図書館規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県立紀南図書館規程の一部を改正する規程

和歌山県立紀南図書館規程（平成5年和歌山県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「10日間とし、当該期間に月曜日は含まない。」を「月曜日を除いて10日間を上限とする期間」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。